

青森県受動喫煙防止条例が施行されています



この条例は、受動喫煙を防ぐために県民や事業者の皆さんが取り組むべきことを定め、県民の皆さんの健康の保持増進につなげることを目的として令和5年3月に制定したものです。県全体で力を合わせて、受動喫煙のない青森県を目指しましょう。

基本理念

- 受動喫煙による健康への影響について理解を深めましょう。
- 受動喫煙により健康を損なうおそれが高い未成年者や妊産婦に特別に配慮しましょう。

県民の皆さんや事業者の皆さんが取り組むこと

- 受動喫煙の防止の必要性についての理解を深めるよう努めましょう。

学校・保育所・病院などの施設が取り組むこと

- 未成年者や妊産婦が利用する次の施設は、喫煙場所(※)を定めないうよう努めましょう。
 - ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、高等専門学校
 - ・保育所、認定こども園、児童福祉施設等
 - ・病院、診療所、助産所

※「特定屋外喫煙場所」のこと

→ 法律で原則、敷地内禁煙とされている学校、病院、児童福祉施設等、行政機関などにおいて、一定の要件を満たした場合に設置できる屋外の喫煙場所。

喫煙は・・・
肺がんをはじめとする種々のがんのリスク因子となるほか、循環器疾患、糖尿病などと関連があります。
受動喫煙は・・・
肺がん、虚血性心疾患、小児喘息、乳幼児突然死症候群の増加に影響があるとされています。

なくそう！ 受動喫煙！ ～だれもが快適に過ごせる青森県へ～

青森県 健康福祉部 がん・生活習慣病対策課
TEL 017-734-9216

詳しくは青森県庁ホームページ

受動喫煙防止条例

